○厚生労働省令第四十二号

障 害者 \mathcal{O} 雇 用の 促進等に関する法律 .. の 一 部を改正する法律 (令和元年法律第三十六号) の一 部の施 施行に伴

Λ, 並び に障 . 害者 \mathcal{O} 雇 用 \mathcal{O} 促 進 等に 関 す る法 律 (昭 和三十五 年 法律第百二十三号)第三十八条第六 項、 第 几

十条第二項、 第四十三 一条第一 九 項、 第四. 十八 、条第四百 項 及び 第九項、 第七十八条第一 項、 第七十. 九 条第 項、 第

八十一 条第二項、 第八十一条の二並びに第八十四条の規定に基づき、 障害者の雇用の促進等に関する法律施

行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月五日

厚生労働大臣 根本 匠

障害者 の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者 \mathcal{O} 雇 用の促進等に関する法律施行規則 (昭和五十一年労働省令第三十八号) の一部を次の表のよう

に改正する。

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

目 次 第 節節 • のドーオー 第二節 業リハ + -「就業・生活支援 ビ IJ テー 改 彐 正 セ \mathcal{O} 後 推 ン タ 進] (第 匹 条の 六 第 兀 条 目 第 第 次 二 一 第三 第一 章 **節** 節 • 職 第二節 の十三) 業リ ビリテー 就業・生活支援 改 日 正 セ 0) 前 推 ター 第四 条 0 六

 \equiv 章 節節 対 第五節 象障害者の 対象障害者の (略) 雇用義務等に基づく 雇用 元義務等 (第四 条 雇 0 用 0) + 促 進 第 + 兀 条) 第三 第二

附第 兀 章• 第五章

則 (略)

害

第

者る福者 り条保 と法る いう。 健 律 知 条 知 知 0 の二階 的祉 的 指 障 五 昭和二十五 障 法 以 定)第六条第一 |第二号において「知的障害者判に医又は法第十九条の障害者職業| 害 下 害 一十五年 (昭和三十) が 法 知第二 あ ると 障 条 一法律第二种談所、特 -五年法律 判 害者」という。)は、第四号の厚生労働省令 :定さ ħ 百二十三号。 精 律 た者 第三十七 神 障害者判定 保 とする。 健 及 号) 省令 び 機 関 、 う。 によ

削 る)

対 障 害 I者の 雇用 義務等に 基 ーづく 雇 用 0) 促 進

> 第 兀

条

章 対象障害者 0 雇 用義務等に基づく

雇

促

進

0 用

+ \mathcal{O}

兀

第

十

几

条)

一 節 () 対象障害者 0 雇用 元義務等 第 四 条

第五 節 (略)

新型章・: 第五章

略) 害

□ 保健指定医又は法第十九条の障害者職業件 という。)第六条第一項に規定する精神でという。)第六条第一項に規定する精神である知的障害すご る知的障害者 者福祉法(昭和 る者(以下「知 条の二 れ れた者とする。 - 鲁者判定 法 和 知第 十五年法律第百二十三号。以更生相談所、精神保健及び特和三十五年法律第三十七号) 的 障 条 十五年法律第三十七号)な障害者」という。)は、5条第四号の厚生労働省令1 条の障害者職業センターに規定する精神保健福祉セ第百二十三号。以下「精神、精神保健及び精神障害者、 ょ ŋ 令 知 で福祉センカー 「精神保証 的 障 害 (次条に が ター あ 健 ると 福 社関定規 規定 に規定 に規定 に に 規定 に まるす お 判い精法定で神 て神 定

四 0 十 二 一及び 第四 条 0 十三 削 除

第三章 対 象障 害 l者 の 雇用義務等に基づく 雇 用 0 促 進

=
第
/17
飦
ΉĖ
ÐΙ
M.
対
-7-1
X
/\J
Ħ
$\gamma_{\mathcal{H}}$
象
障
1)=
I'-F
' ±
=
\Box
害
者
~
11
_
(I)
0
雇
雇
雇
雇
雇
雇用
雇用義
雇用義
雇用義
雇用義
雇用義務
雇用義
雇用義務

第 節 対象障害者 0 雇 用義務等

第四条の += 5 第四 ¹条の + 应 略

第四

「 条 の

十四〜第四条の

略

める書類 (法第三十 条第六項及び第四十三条第九項の 厚生労働省令で定

第四条の十五 働省令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、 法第三十八条第六項及び第四十三条第 九 項 それぞれ 0 厚生労

当該各号に定める書類又はその写しとする。 身体障害者 次に掲げる書類のうちいずれか \mathcal{O} 書

ロイ める医師、 身体障害者福祉法第十五条の規定により都道府県知事の定 身体障害者手帳 労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号)

他これに準ずる者が作成した診断書又は意見書(心臓 保健及び安全保持)第九条第一項に規定する健康管理医その 第十三条に規定する産業医又は人事院規則一○−四 (職員の じん

害者福 ル スによる免疫又は肝臓の機能の障害については、 呼吸器、 祉法第十五条の規定により都道府県知事 ぼうこう若しくは直腸、 小腸、 ヒト免疫不全ウ \mathcal{O} 定める医師 身体障

れに準ずる書類 知的障害者 が作成した診断書又は意見書に限る。 知的障害者判定機関が交付し た判定書その 他

三 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳

国及び地方公共団 [体の任命権者が公表する事項等)

第四条の十六 の規定により通報した全ての事項に係る内容を公表することによ 法第四十条第二項の規定による公表は、 同条第一 項 (新設)

2 代えて、 を公表するに当たつては り行うものとする。 国及び地 公表をしない旨及びその理由を公表することができる。 方公共団体の任命権者は、 ただし、 公表した日を明らかにして やむを得ない場合には、 前項に定める事項 当該内容に 及び理由 インター

(新設)

ネ 1 0 利 用 そ \mathcal{O} 他 適 切 な方 法法に ょ ŋ 公 表 L な け れ ば な 5 な 1

+ 法 第 \mathcal{O} 兀 +八 条 第 兀 第 条 兀 項 \mathcal{O} 及 + び 五 第 第 九 項 号 0 厚 係 生 る 労 部 働 分 省 令 限 で る。 定 8 る 書 規定 類

は て準 第 匹 用 + す 八 る 条第 兀 項 及 U 第 九 項 0 厚 生 一労働 省令で 定 める書 粨

定 体 障 害 者 雇 用 率

第 に害 十 者 お 雇 て 用 率 法 - は、四 定職 四 令 十八 種」とい 第 、条第六 十一条に定める特 、 う。 項 \mathcal{O} 厚 に 生 ついて、百分の七十とする。特定職種(次条及び第十四条)労働省令で定める特定身体障

第 四 + 八条第七 項 0 厚生 一労働 省令 で定 \emptyset る

第 + 三条 種 に つ い法 て、 第四 五人とする。 + 凣 条第七 項の厚 生 一労働 省令 で定め る数 んは、 特 定

定 身 体 障 害 \mathcal{O} 雇 関 す る 画

者」と、 に職該の労一 あ 者 \mathcal{O} 条に るの を除 合に す 定 働 兀 ごとあ んめる ごとの 者」とあるのは「特 種 定 ? ? は「令 定め ごとの おい る 身 体 第 同 る特 労働 るの て、 項 九 定 \mathcal{O} 以 障 下この · 害者 身 第三号中「対象障害者であ 第十一条に定める特定身 労 条 体 は 定身体障害者の範囲に該当する者である」と、 働 か者 障 「令第 者 九 0 5 条第入 害 項にお 第 法 同 入れ 者 +定職 第四 一条ま 0 項 十 第四 項 に関 対象障害 第四号中「労働者」とあるのは「特一条に定める特定身体障害者の範囲 範 いて同じ。)」と、「対象障害者」と 第二号 種ごとの労働者」と、 十三条第三 井 二号中 に で 中 該 \mathcal{O} 当 者」とあるの 規 する者」と 体 画 定 労 る」とあるの 障 項 には 害者 に 働 0 者」とあ 規 者」とあるのは い法 0 定する短時間 て 第 範囲に 読 準 四 るのは 用 4 + 「令第十 がする。 は 対象障害者 八 条第 該当する えるも 「令第十 労労・サージの関係を対している。 一特囲条定に 0 第

新

定 身体 障 害 者 雇 用 率

において「等きできる」を発展用率は、令気 令第 種」という。 人 (十一条に定める特定職)(条第四項の厚生労働省))につ V て、 種令 E(次条及び第十E)で定める特定身が 百 分の 七 とす Ź。 四体 条 障

法 第四 + 八条第 五 項 0 厚 生 一労働 省令で定 める

第 十三条 職 種 に こついて、アネー法第四・ 五. + 人とする。 凣 条第五 項 Ó 厚 生労働省 令 · で 定 め る 数 は、 特

定

定 身体 障 害 か者 らの 雇 れ 関 する 計

場合においの特定身体 者を除く。 の数」とあるのは「令第労働者」とあるのは「特 者」と、 一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者者」と、同項第三号中「対象障害者である」とあ 定 + に定める 当する者 四条 職 種ごとの ごとの労働 身体 1 「令第十一条に定める特定身体障害 第 I の 数 以 て、 九条 項第三号中「対象障害者である」とあ 障 定 下この 労働 身 害 体 者 九 障 者 0) 条第 雇入 項におい 害 第 (法 同 者 定職 第四 れ 一条までの 0) 項 十一条に定める特 第四 対 項 範 に て同 関する計 象障害 囲 種ごとの労働者」と、 十三条第三項に 第二号中 号中 に該当する者」 じ。)」と、 者」とあるの 「労働 規 「労働 画に 定 は、 定身体 者」と 0 者」と **\ 者 規 法 と . て 準 定す \mathcal{O} 第 るの あ こであ 範 対 兀 るの 象 る あ 用 害 井 +「令第十一 み I者 の る」と、 るの は に 障 短 対象障害者 す 八 一時間労働のは「特別のは「特別のは「特別のは」のは「特別のは「特別のは」のは、「特別のは、「特別のは、「特別のは、「特別のは、」のは、「特別のは、「特別のは、「特別のは、「特別のは、「特別のは、「特別のは、 . 「令第十 該当する 害 えるも 範囲 l者 」 特 条定に لح

:害者 雇 用 推 進 者 の 選 任

第三十 担 知 を行う者を除 する者を障害者雇用推進者として選任するものとする。

2 項 0 規定は、 2者の選任について準用する。この場合において||法第七十八条第二項の規定による事業主におけ

害者雇用推進者の選任について準用 第七 十八 入条第一 項各号」とあるの は 法第七十八条第二項

各 号」と読み替えるものとする。

第三十八条 る数は、 (法第七 五人とする。 十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める数等) 法第七十九条第一項及び 第二 項 \mathcal{O} 厚 生労働省令で定め

2

法第七 十九条第一 項 及び 第二項の厚生労働省令で定める資格

する職員 んは、 法第 次の各号のいずれかに該当する者とする。1.第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有

5 兀 (略)

五. 前 各 号に 掲 げ Ś 者に 準 すずる者

2 前 する労働 項 0 規 定は、 者 につ 法 いて 第七十九条第二 準 用する。 項 0 厚 生 労 働 省 で 定 める資 格

者 職 業生活相 一談員の 選 任

有

第 生活 兀 十条 相 . 談員 日から三月以内に行わなければならない。 員の選任は、障害者職業生活相談員を選任すべき事法第七十九条第一項及び第二項の規定による障害者 | 改員を選任すべき事由が | の規定による障害者職業

2 生した日 及び 地 方 公共団 体の 任 命権 者 並び に 事 業主は、 障害者職業生

発

第三十七条 うちから当該業務を担当する者を障害者雇用推進者として選任す 行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者の三十七条 事業主は、法第七十八条第一項各号に掲げる業務を遂(障害者雇用推進者の選任)

(新設)

るものとする。

(法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める数

第三十八条 人とする。 法第七 + 九条第一項の厚生労働省 令で定め

る数

は、 五.

2

(法第七十九条第一

項の

厚生労働省令で定める資格を有する労働

第三十九条 する労働者は、 法第 次の各号のいる .ずれかに該当する者とする。 項の厚生労働省令で定める資格を有

一 匹

(新設

新 設

2 事業主は、障害者職業と写明 から三月以内に行わなければならない。 の選任は、障害者職業生活相談員を選任すべき事由が原四十条 法第七十九条第一項の規定による障害者職当人に言者職業生活相談員の選任) 業 が が発生した日来生活相談員

は、 遅 建滞なく

活 相 談 次 項 員 へに定め を 選 任し る者に提出するものとする。 たときは、 遅 滞 なく、 次 \mathcal{O} 事 項 を 記 載 L た 届 書

- 害 者 業生活 相 談 員 \mathcal{O} 氏 名
- することを明ら 障 |害者
- 0 -二条第 うちの 当 事
- 3 出 するもの 項 0) 届 っとする。

提 及び都道 足府県の 任命 権者 厚 生 労働 大 臣

- 該 六条第 市国 事 業所の 町村 及び 項に 所 在地を管轄する都道府 第四条の十二に おいて「市町 村 規定する特別 等」 県労働 لح ** \ う。 局 地 \mathcal{O} 方 長の 公 任 共 団 命 権 体 者 第 当四
- 三 業主 当 該 事 業所の 所在地を管 轄 する 公共 職 業 安 定 所 \mathcal{O} 長

雇 \mathcal{O} 届 出

第 出の速 兀 Eしなければならない。 雇用に係る事業所の所在地を管轄する公共職はやかに、次の事項を記載した届書を、当該障は十二条 事業主は、障害者である労働者を解し 職業安定所の長に4厚害者である労働者解雇する場合には、 提者

- 雇 する する障害者であ 障害者であ める労働者が必める労働者のよ 従 氏 名、 事 L て 性 い別 た た 職年 種齢 及 び 住 所
- 雇 \mathcal{O} 年 月 日 及 び 理 由
- 2 者 0) ょ 規 る免 定 職 法第 0 届出 に 十 0 V 条 て準 第二 用 項 する \mathcal{O} 玉 及 び 地 方 公 共 団 体 0

働 業 者 業安定 職業安定 次 の事 組 織規 所 項 則 を (その 第 記 七 載 百 公 L た届 九 共 十二条 職 書を当 0) 業安定所 (の氏名) 長に提出するものとする。 0 規 該 定により当 が二以 事 業 所 上 \mathcal{O} あ 所 る場 該 在 事 地 一合に 務 を を 管 は轄 取 ŋ す 扱う 厚生労 る 公

- 相 談 **以員の氏**
- することを明らかにする事実 障害者職業生活相職業安定所とする。 相談 員として選任 するため に 必 要な資格 !を有
- 「障害者」という。)の数十九条第一項に規定する障害者 当該事業所の労働者の総数並 一(次条及び気が、 第 断 世 者 + \mathcal{O} 二条に う ち \mathcal{O} おいている。法第七

(新 設)

雇 の届

第 の雇用に係る事業所の事項を記述やかに、次の事項を記 九十二条の規定に 共職業安定所 が二以 により当 上あ 、を記載した届書を、当該障害者である労1、障害者である労働者を解雇する場合に 0 所 る場場 ば 一該事務を取り 在地を管轄 はならない。 合に は、 する公共職 扱う公共 厚 生 労 働 職 業 省 業 安 組 安 定 織 定 規 所 則 所 (その どす 第七 働 は 公 る 百

- 解雇の年月日及び理由解雇する障害者である解雇する障害者である いる労働 いる労働 者が 者の氏名、 を 従事 性 て 別、 11 た 職 年 齢 種 及 び 住 所
- 由

(新設)

2 兀 ごとに行わなければならな 十三条 書 法 第八十 類 0 保 法第八 存) 条の二の + 条の 書類 <u>-</u>の \mathcal{O} 保 存 規 期 定 間 に は、 ょ る 書 当 該 類 対 0 象 保 障 存 害者 は 事 で 業所 あ る 第四十三条 (報告) 二項の規定による報告の命令は 法第 八 十二条第

3 的記録の保存がされている場合における当該電磁的記録を含む る第四条の十五各号に掲げる書類の写し 働 法 第八十 者の死亡、 当該 事 一条の二の厚生労働省令で定めるものは、 業所において雇用 退 職又は解雇 の日 する対象 から三年 (その 障 害者である労働者に係 間 とする。 保存に代えて電磁 各事業 派所ご

(報告)

とする。

第四 第二項の! 一一四条 規定による報告の命令 法第八十二条第 項 は、 の規定 文書によつて行うものとする による報告の 徴収及び同条

立 査 0 た \otimes \mathcal{O} 身 分証 明 書)

第 兀 + 式によるものとする。 Ή. 条検 法 第八 十二条第 三項 0 証 明 書 は 厚 生労働大臣 の定 8

の委任

第 並びに法第八十二条第一項に規定する厚生労働大臣の権限のうち命権者に係るもの、法第四十二条に規定する厚生労働大臣の権限八条第五項に規定する厚生労働大臣の権限のうち、市町村等の任項において準用する場合を含む。)、第四十条第一項及び第四十二、四十六条 法第三十八条第七項、第三十九条(法第四十八条第二 町村等の 任命権者に係るもの及び法 第四 十二条の認定に係る

項の 規定による報告 文書によつて行うものとする

立入検査 のため 0 身分証明 書)

第四十四条 る様式によるものとする。 法第八十二条第 項 0 証 明 書 は 厚 生 労 働 大 臣 0 定

8

書 類 \mathcal{O} 備 付 け 及び (保管)

第 2 四十五条 え付けるものとする。 者が対象障害者であることを明らかにすることができる書類を備 する対象障害者である労働者について 事業主 は、 各事 ,業所ごとに、 当 医 師 該 の診 事 業 断 所 書その に お V > 他その用 亡

退職又は解雇の日から三年間保存するものとする。 事業主は 前項の書類を当該対象障害者 である労 働 者 0) 死

(権限の委任)

第四十六条 法第四十二条に規定する厚生労働大臣の権限並びに法第八十二条 場合を含む。)及び四十六条 法第三十 この項において「市町村等」という。) 項に規定する厚生労働大臣の権限のうち、 市町村及び 第四 第四 九条 条の |十条に規定する厚生労| |(法第四十八条第二項 等」という。)の任命権者に係るもの、十四に規定する特別地方公共団体(以下 市 働 に において 大臣 町 村等 0) 権 準 限のう 十用する · (以下 任 命権

ものは、都道府県労働局長に委任する。

2 らそのころで 第十項に 条第三)、第四十五 その権限を行うことを妨げ に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第二章の二に係るも別七項に規定する厚生労働大臣の権限並びに法第八十二条第項及び第七項、第四十六条第一項、第五項(法第四十八条第四十五条第一項、第四十五条の二第一項、第四十五条の二第との第四十五条の二第との第四十五条の二第との第四十五条の二項及び第四十五条の二第と項において準用する場合を含む 都道 府県労働局長に委任する。 条 0 -五条の二第七項において準へ、第四十四条第一項及び第 ない。 ただし、 厚生労働大臣が自 匹 項 (法第四十五 2

· 4 (略

3

附則

ついては、一人とする。 の十三の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者に第四条 法第三十八条第三項の厚生労働省令で定める数は、第四条 第

一(略)

ずれにも該当することとなつた者について適用する。第五条 前条の規定は、令和五年三月三十一日までに同条各号のい

七条 れ に ŧ 前 該当することとなつた者に 条の規定は、 令和五年三月三十一日までに同条各号 0 1 て 適 用 する。 0 1

> 働局長に委任 者に係るも 0) する。 び 第 四 十二条の 認 定 に 係 るも \mathcal{O} は 都 道 府

県労

のは、 八条第五項に規定する厚生労働大臣の権限並びに法第八十二条第第七項において準用する場合を含む。)及び第六項並びに第四十三第一項及び第七項、第四十六条第一項、第五項(法第四十八条。)、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項、第四十五条の 。)、第四十五 らその権限を行うことを妨げ 二項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第二章の二に係るも 条第三項及び第四十五条 法第三十六条の六、 都道府県労働局長に委任する。 第 衆の二第七項におい界四十四条第一項及 ない。 ただし、 い及 て準 び 厚生労働大臣が自 用 兀 する場合を含む 項 · 法 几

· 4 (略)

3

則

| ついては、一人とする。| ついては、一人とする。| の十五の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者衆| 第四条 | 法第三十八条第三項の厚生労働省令で定める数は、第四

に条

・二 (略)

| のいずれにも該当することとなった者について適用する。い| 第五条 前条の規定は、平成三十五年三月三十一日までに同条各号

のいずれにも該当することとなった者について適用する。第七条が前条の規定は、平成三十五年三月三十一日までに同条各号

附則

(施行期日)

第一 条 この省令は、 障害者の 雇 用 の促進等に関する法律の一 部を改正する法律 (令和元年法律第三十六号

以 下 「改正法」という。) 附則第一条第二号に掲げる規定 の施行の日 (令和元年九月六日) から施行す

る。

(準備行為)

第二条 この省令による改正後の障害者の雇用 の促進等に関する法律施行規則第三十七条第 項に規定する

障 害 者 一 雇 用 推 進者 \mathcal{O} 選任 及び第四十条第 一項に規定する障害者職業生活相 談員 \mathcal{O} 選任は、 この省令の施行

前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(法第七十九条第 項の厚生労働省令で定める資格に関する暫定措置

第三条 改正法による改 Ī 後 の障害者 \mathcal{O} 雇 用 \mathcal{O} 促進等に関 する法律第七十九条第一 項の厚生労働省令で定め

る資 格 を有 する職 員は、 令和三年三月三十一 日 ま で 0 間 はこの 省令に による改一 正 一後 \mathcal{O} 障 害 者 \mathcal{O} 雇 用 \mathcal{O} 促 進等

に関する法律施行規則第三十九条第一項に定める者のほか、 次の各号のいずれかに該当する者とする。

学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)

による大学を含む。) 又は高等専門学校 (旧専門学校令 (明治三十六年勅令第六十一号) による専門学

校を含む。)を卒業した者 (同法による専 消門職. 大学の 前 期課程を修了した者を含む。) で、 その後二年

以上、 雇用管理その他 の労務 に関する事 項 (以下この条において「労務 に関する事項」という。)につ

いての実務に従事した経験を有するもの

学校教育法による高等学校 (旧中等学校令 (昭 和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)

又は中等教育学校を卒業した者 (学校教育法施行 |規則 (昭和二十二年文部省令第十一号) 第百五十条に

規 定する者又はこれと同等以上 の学力を有すると認められる者を含む。)で、 その後三年 以上、 労務に

関する事項についての実務に従事した経験を有するもの

 \equiv 前二号に掲げる者以外の者で、 四年以上、 労務に関する事項についての実務に従事した経験を有する

もの

(厚生労 働 省の 所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通 信 の技術の

利用に関する省令の一部改正)

第四条 術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号) 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信 *の* 部を次の表のように改正する。 i の 技

	改	改 正 後		改	正前
TI-I	表一(第三条及び第四条関係)	関係)	別表表	表一(第三条及び第四条関係)	関係)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	上る長津短庁見川害者の雇用の促進	(略)		害者の雇用	(略)
	十八号) 十八号) 十八号)	(削る)		十八号)和五十一年労働省令第三	類の備付け第四十五条第一項の規定による書
		(削る)			類の保存第四十五条第二項の規定による書
	(略)	(略)		(略)	(略)
	表二~表四(略)		丰	表二~表四(略)	

(傍線部分は改正部分)